

# スイミングスクール営業に関するガイドライン

## ～コロナウィルス感染予防の徹底～

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染予防対策を徹底しスイミングスクールの業務継続を図る際の基本的なポイントをまとめたものです。

各事業所は本ガイドラインを全ての従業員、利用者に周知徹底し遵守する事。また厚生労働省、都道府県、保健所からの情報に基づいて徹底した対策をお願い致します。

### <プールは安全性が高い環境です>

国の衛生基準に基づき、室内換気、プール水の循環を常時、更に衛生機関による水質検査を毎月実施しており常に保健所の厳しい指導の元、営業しております。

プール環境は、ウィルスの殺菌能力が高い次亜塩素酸ナトリウムによる消毒（現在感染予防に広く使われている消毒液）が常に施されています。

またプールの水は常に循環しており、ろ過機を通る事により清潔に保たれています。湿度も50～60%が維持されていることから、感染防止に優れ、感染リスクが低い環境となっております。

4月6日（月）にNHK番組「あさイチ」の放送内でも、プール環境が感染に対して低リスクであることが紹介されました。

## 【プール施設利用上の感染予防策】

- ① 利用者は会員、及び登録者のみとする（県外者の新規登録はできない）
- ② 発熱や軽度であっても、風症状（せきや喉の痛み）がある場合には利用できない。  
また嘔吐・下痢等の症状がある場合は利用できない。
- ③ 利用者に対して入口（フロント）にて職員が健康チェックを行う。
- ④ 施設の平米数に応じて入場者の人数を制限する。
- ⑤ 入館から退館までを一方通行とし交差しないようにする。  
構造上無理な場合は入館者と退館者の時間を別時間にして交差しないようにする。
- ⑥ 来館者は入口（フロント）にて必ず備え付けのアルコール消毒剤等で手指の消毒を行う。
- ⑦ フロントにはビニールカーテン等のパーテーションを設置し飛沫感染予防をする。
- ⑧ **更衣室は密を避ける為に換気扇を回す、窓やドアを開けるなどして換気を十分に行う。更衣室の面積（平米数）により入室人数を制限して時間差で更衣を行う。その際は必ずロッカーなどの使用間隔を十分に確保する。また体操場など広いスペースがある場合には、その場所を更衣に使用するなど密を作らない。**
- ⑨ 準備体操は体操場では行わず、プールサイドにて間隔を広く取り実施する。
- ⑩ **プールは換気扇を回す、窓を開けるなどを行い一人あたり60㎡の換気量を確保する。**
- ⑪ プール内、プールサイドでは、人と人の距離を十分確保し密にならないようにする。  
また近距離での会話や発声を避けるように注意をする。
- ⑫ 退水後はシャワーをしっかりと浴び全身をくまなく洗う。
- ⑬ 退館の際にも備え付けのアルコール消毒剤等で手指の消毒を行う。

## 【従業員に対し次に掲げる感染予防策を要請】

- ① 就業時・業務開始前の体温の測定と記録
- ② 発熱や軽度であっても、風症状（せきや喉の痛み）がある場合、また嘔吐・下痢の症状がある場合にも所属長へ連絡し出勤停止の徹底。
- ③ 平熱より1度以上高い熱がある、強いだるさや息苦しさがある、味覚・臭覚の異常があるなどの場合は所属長に連絡の上、保健所に問い合わせする。
- ④ 休憩は人数を減らし対面での食事や会話は行わない（利用者の休憩スペースは撤去する）  
休憩場所は常時換気を行い、共用する物品は定期的に消毒する。
- ⑤ 従業員はプールへの入水以外の業務を行う際には必ずマスクの着用を徹底する。
- ⑥ 出勤時、トイレの使用後（蓋を閉めて汚物を流す）は手洗い、手指の消毒を行う。
- ⑦ 施設滞在時は、常に人と人との距離を十分確保し密にならないようにする。  
また近距離での会話や発声を避けるように注意をする。
- ⑧ 通常の清掃に加えて、消毒液などを用いて、机やドアノブ、スイッチ  
階段の手すりなど、よく触れる所の消毒を利用者の入れ替え時など定期的に行う。  
またハンドドライヤーや共通のタオルを撤去し使用できないようにする。
- ⑨ **プールの塩素（次亜塩素酸ナトリウム）の残留濃度を1時間毎にチェックし保健所の安全基準  
に合わせるよう検査を行う。**
- ⑩ 鼻水や唾液が付いたゴミを回収する際はマスクや手袋を着用し行き、ゴミはビニール袋に密閉  
して捨てる。ゴミの回収を行った後は石鹸で手を洗い消毒液などを使用する。
- ⑪ 喫煙スペースがある場合には人数を制限するなど、人と人の距離を保つ。
- ⑫ **スイミングクラブ協会作成のチェックリストを遵守し実行する。各施設はチェックリストによ  
る確認を行いスイミングクラブ協会に毎日報告をする。**

## 【利用者に対して次に掲げる感染予防策を要請】

- ① **利用者は会員又は登録者のみとし、それ以外の者は利用できない事とする。**

※ 県外者の新規登録はできない。

- ② **決められた曜日・時間のみ利用できる事とし滞在時間は2時間以内とする。**

- ③ 来館時から更衣まではマスクを着用する。

また必ず備え付けのアルコール消毒剤等で手指の消毒を行う。

- ④ スクールバスを利用の際には以下の事を徹底する。

- ・ **乗車人数は乗車定員の半分の人数を目安とし席の間隔を空けて着席する。**

- ・ 飲食の禁止

- ・ マスクの着用を勧める。

- ・ 走行中、窓を可能な範囲で常時開放し車内換気を行う。

- ⑤ **利用者（子供）の保護者が観覧する場合は、マスクの着用を遵守する。**

**席の間隔を空け最低1mの対人距離を確保する。**

- ⑥ トイレは蓋をして汚物は流すようにする。

## 【スクールバスの送迎について】

- ① ドライバーはマスクを着用する。

- ② 車内の座席や手すりは乗車の入れ替え時に毎回、消毒液による除菌清掃を実施する。

- ③ 走行中、窓を可能な範囲で常時開放し車内換気を行う。

- ④ **乗車人数は乗車定員の半分の人数を目安とし席の間隔を空けて着席する。**

## 【感染症患者発生時の患者、濃厚接触者への対応】

### (1) 患者発生の把握

事業所は患者が確認された場合は、その旨を保健所に報告し対応について指導を受けて下さい。

また従業員に対しては事業所内で感染者が確認されたことを周知するとともに、感染予防策を改めて周知徹底して下さい。

### (2) 濃厚接触者の確定

新型コロナウイルス感染症の原稿の感染拡大予防策においては、医師の届け出等で患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請を行う事とされています。

このため事業所は保健所の調査に協力し速やかに濃厚接触者を自宅に待機させるなど感染拡大予防のための措置をとる事となります。

### (3) 濃厚接触者への対応

事業所は保健所が濃厚接触者と確定した従業員に対して14日間出勤を停止し健康観察を実施して下さい。

### (4) 施設の消毒

事業所は保健所の指導に従い徹底的に消毒を実施すること。

また営業については保健所の判断の元、決定すること。